

「県営住宅における県による共益費の徴収・支払いについて（案）」 に対するご意見と県の考え方について

【募集期間】 令和2年10月1日（木）から令和2年10月30日（金）まで

【募集結果】 1件

番号	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	<p>県が共益費の徴収・支払いを行うのは妥当だと考えます。</p> <p>しかし、「共益費月額 = (過去1年間の実績 ÷ 入居戸数 ÷ 12) + 事務経費」について、滞納や入居戸数の減少により、不足した場合が気がかりです。</p> <p>現状、入居者で負担しているのだから、不足した場合はその不足分を翌年度に徴収するなど税金で補填するということがないようにすべきと考えます。</p> <p>仮に税金で補填されるようなことがある場合は反対です。</p>	<p>ご指摘の「共益費月額 = (過去1年間の実績 ÷ 入居戸数 ÷ 12) + 事務経費」は、徴収する共益費月額の設定の考え方を示したものであり、詳細については現在検討中です。</p> <p>入居者の皆様がお使いになっている浄化槽や電気、共同水栓の料金を、入居者の皆様が負担する現状は変わらないので、そのような制度となるよう、慎重に検討を進めてまいります。</p>